

開催
案内

別紙1

信書便制度説明会

平成26年 7 / 23 (水)

会場 青森県観光物産館アスパム
9階会議室「南部」
(青森市安方1-1-40)

時間 14:00～16:00 (開場:13:30)

主催 総務省 東北総合通信局

参加無料

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法（「民間事業者による信書の送達に関する法律」）が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

(内容)

第1部 (利用者・運送事業者等対象) 14:00～15:10

1. 信書便制度の概要
2. 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
3. 信書便事業の現状とサービス (利用) 事例

第2部 (事業参入希望者対象) 15:20～16:00

1. 特定信書便事業の規律
2. 特定信書便事業の申請書類と記載事項
3. 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

1. FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙2】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

2. Eメールでお申込みの場合 メールアドレス「tohoku-shinshobin_@_soumu.go.jp」

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙2】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

※ 迷惑メール対策をしております。送信の際は上記アドレスの_@_を@に置き換えて送信してください。

※ 申込み時にお知らせ頂いた個人情報は、目的外で利用することはありません。

また、使用后、速やかに破棄いたします。

3. 受付期間は平成26年7月17日まで。

なお、定員45名(申込順)になり次第、締め切らせていただきます。

(お問い合わせ)

総務省 東北総合通信局

信書便監理官 和智 TEL022-221-0631